

様式 1 公表されるべき事項

独立行政法人海技教育機構の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成18年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員報酬は、国家公務員の給与及び民間企業の役員報酬の水準を考慮するとともに、独立行政法人評価委員会における業績評価の結果を勘案することとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

平成18年4月1日から人事院勧告を準用し、俸給月額を指定職俸給表と同程度引き下げ(改定率△6.6%)988,000円から922,000円とし、地域手当については、0%から7.5%とした。

理事

平成18年4月1日から人事院勧告を準用し、俸給月額を指定職俸給表と同程度引き下げ(改定率△6.6%)780,000円から728,000円とし、地域手当については、静岡市で勤務する者は0%から4%、芦屋市で勤務する者は10%から11%とした。

理事(非

該当者なし

監事

平成18年4月1日から人事院勧告を準用し、俸給月額を指定職俸給表と同程度引き下げ(改定率△6.6%)701,000円から655,000円とし、地域手当については、芦屋市で勤務する者は10%から11%とした。

監事(非

平成18年4月1日から人事院勧告を準用し、俸給月額を指定職俸給表と同程度引き下げ(改定率△6.6%)265,000円から247,000円とした。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成18年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	千円	報酬(給与) 千円	賞与 千円	その他(内容) 千円	就任	退任
法人の長	15,059	11,064	3,166	829 (地域手当)	4月1日	
理事 (2人)	27,439	18,096	7,787	1,379 (地域手当) 177 (通勤手当)	4月1日1名	3月31日1名
理事 (非常勤) (1人)				()		
監事 (1人)	12,195	7,860	3,471	864 (地域手当)	4月1日1名	3月31日1名
監事 (非常勤) (1人)	2,964	2,964		()		

注:「地域手当」とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。

3 役員の退職手当の支給状況(平成18年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要
	千円	年	月			
法人の長						該当者なし
理事A	5,967	4		平成19年3月31日	—	業績勘案率を1.0として暫定払いをした。
理事B						該当者なし
理事A (非常勤)						該当者なし
理事B (非常勤)						該当者なし
監事A	2,962	3		平成19年3月31日	—	業績勘案率を1.0として暫定払いをした。
監事B						該当者なし
監事A (非常勤)						該当者なし
監事B (非常勤)						該当者なし

注:「摘要」欄には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入する。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

中期計画における職員の人事に関する計画に基づき、人員の適正な配置及び合理化を行い、中期計画の人件費の見積りの範囲内で人件費の管理を行っている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

一般職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与、業務の実績及び中期計画の人件費の見積り、役職及び経験年数を考慮し決定を行っている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

勤務評定を実施し、これに基づき昇格昇給を実施した。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与・勤勉手当 (査定分)	勤務成績に応じ、成績率を加減して支給した。

ウ 平成18年度における給与制度の主な改正点

勤勉手当の支給割合を6月期にあつては、0.7月分から0.725月分に改正。12月期にあつては、0.75月分から0.725月分に改正した。

その中で、特定幹部職員の同手当支給割合は、6月期にあつては0.9月分から0.925月分に改正。12期にあつては、0.95月分から0.925月分に改正した。

また、俸給表及び昇給制度の改正を行い。更に、地域手当で、静岡市にあつては4%導入、芦屋市にあつては、10%から11%の引上げの改正を行った。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成18年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	173	47.7	7,624	5,566	100	2,058
事務・技術	62	45.3	6,842	5,009	124	1,833
研究職種						
医療職種 (病院医師)						
医療職種 (病院看護師)						
教育職種 (高等専門学校教員)						
教育職種 (船員教育高等学校教員等)	74	47.5	7,583	5,591	34	1,992
教育職種 (船員教育大学教員等)	29	52.1	10,027	7,143	231	2,884

在外職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
------	------------	---	----	----	----	----

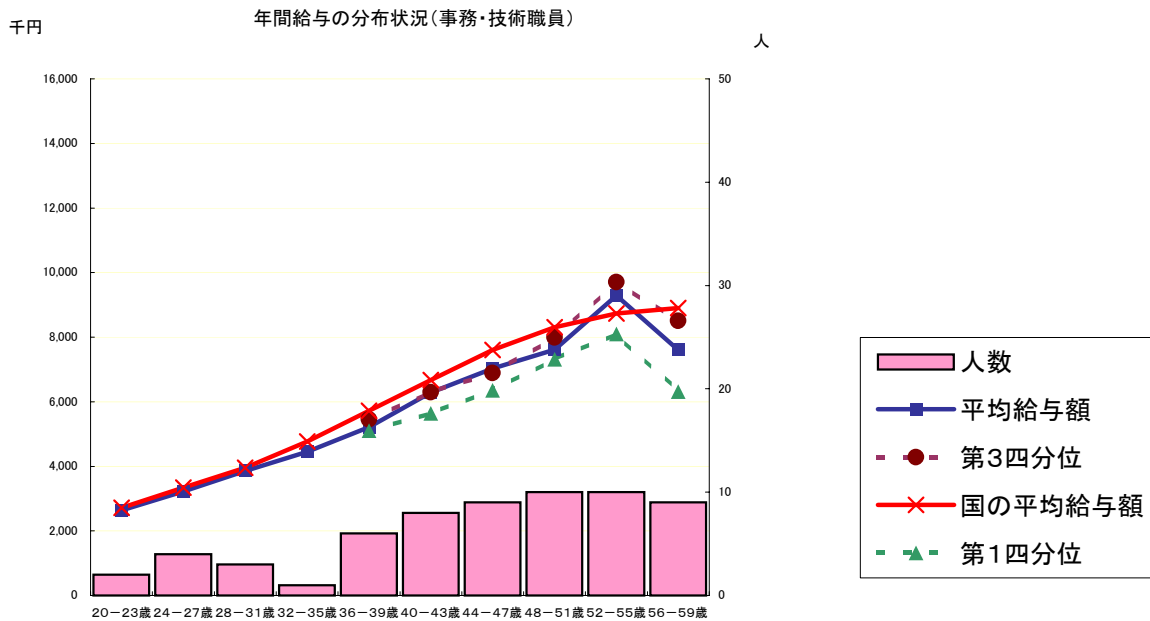
任期付職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円

再任用職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円

非常勤職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円

注:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員)〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
審議役	1				
本部部長	1				
本部課長	4	52.0	—	9,371	—
地方課長	11	55.3	8,167	8,612	9,010
本部課長補佐	4	52.0	—	7,511	—
地方課長補佐	6	49.0	7,049	7,624	7,991
本部係長	4	43.8	—	6,450	—
地方係長	12	41.9	5,451	5,982	6,335
本部主任	1				
地方主任	6	47.0	4,790	5,881	6,319
本部係員	3	25.2	—	3,111	—
地方係員	9	35.3	3,257	4,059	5,001

(注)審議役、本部部長、本部主任の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、年間給与については表示しない。また、該当者が4人以下の場合には、第一・第三分位を表示しない。

③ 職級別在職状況等(平成19年4月1日現在)(事務・技術職員)

区分	計	10級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		審議役	部長	課長	課長	課長補佐	係長	主任	係員
人員 (割合)	62	1 (1.6%)	1 (1.6%)	9 (14.5%)	6 (9.7%)	11 (17.7%)	22 (35.5%)	5 (8.1%)	7 (11.3%)
年齢(最高 ～最低)				59～53	58～47	56～41	59～35	58～31	28～21
所定内給 与年額(最高 ～最低)				7,640～ 6,049	6,765～ 5,627	5,785～ 4,661	5,431～ 3,262	4,169～ 2,978	2,602～ 1,785
年間給与 額(最高～ 最低)				10,306～ 8,286	9,168～ 7,704	8,097～ 6,556	7,497～ 4,448	5,632～ 4,035	3,478～ 2,441

(注)10級、7級における該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成18年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 65.0	% 69.0	% 67.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.0	% 31.0	% 32.9
	最高～最低	% 42.5～32.5	% 38.3～29.2	% 40.3～30.8
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 65.8	% 69.3	% 67.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.2	% 30.7	% 32.4
	最高～最低	% 37.1～31.9	% 32.9～28.4	% 33.9～30.6

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

94.2

対他法人(事務・技術職員)

88.1

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

特になし

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成18年度) 千円	前年度 (平成17年度) 千円	比較増△減 千円 (%)	中期目標期間開始時から の増△減 千円 (%)
給与、報酬等支給総額 (A)	1,728,918	1,739,035	△10,117 (△0.58)	- ()
退職手当支給額 (B)	247,341	141,592	105,749 (74.68)	- ()
非常勤役員等給与 (C)	105,797	142,706	△36,909 (△25.86)	- ()
福利厚生費 (D)	221,406	195,326	26,080 (13.35)	- ()
最広義人件費 (A+B+C+D)	2,303,462	2,218,659	84,803 (3.82)	- ()

総人件費について参考となる事項

- ・「給与、報酬等支給総額」が対前年度比で0.58%減少したのは、中期計画に基づき人件費の抑制を図ったため。
- ・「最広義人件費」が対前年度比で3.82%増加したのは、退職者手当の増加及び非公務員化となったため労働保険料が増加となった。
- ・「行政改革の重要方針」(17.12.24閣議決定)による人件費削減の取組に関する事項
 - ①中期目標に示された人件費削減の取組に関する事項
各般の業務運営の効率化を通じて、人件費(退職手当等を除く。)については、「行政改革の重要方針」(17.12.24閣議決定)を踏まえ、前中期目標期間の最終年度予算を基準として、本中期目標期間の最終年度までに国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこととする。また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員の給与体系の見直しを進めることとする。
 - ②中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針
前中期目標期間の最終年度予算を基準として、本中期目標期間の最終年度までに人件費(退職手当等を除く。)について5%以上の削減を行う。また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員の給与体系の見直しを進める。
 - ③人件費削減の取組の進捗状況
 - a.基準年度の「給与、報酬等支給総額」:17年度1,739,035千円
 - b.18年度の「給与、報酬等支給総額」1,728,918千円
 - c.18年度までの人件費削減率0.58%

Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし。